

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

1. 案内情報

- 手続名 : 核燃料物質等の運搬の安全確認
: 特別な運搬方法の承認
- 手続根拠 : 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条の2第2項
: 核燃料物質等車両運搬規則第19条第1項
: 核燃料物質等車両運搬規則第19条第2項
- 手続対象者 : 使用者等
- 提出時期 : 核燃料物質等の輸送を行おうとする時
- 提出方法 : 申請書を作成し、国土交通省自動車交通局技術安全部環境課へ提出して下さい。
- 手数料 : 234,300円(核燃料物質等の運搬の安全確認)
: なし (特別な運搬方法の承認)
- 申請書様式 : 核燃料輸送物運搬確認申請書
: 特別措置運搬承認申請書
- 記載要領・記載例 : 国土交通省自動車交通局技術安全部環境課にお問い合わせ下さい。

2. 窓口情報

- 提出先 :
国土交通省自動車交通局技術安全部環境課
03-5253-8111(内線42514)
- 受付時間 : 提出先にお問い合わせ下さい。
- 相談窓口 : 国土交通省自動車交通局技術安全部環境課

3. 手続情報

- 審査基準 : 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条の2第2項及び核燃料物質等車両運搬規則
: 核燃料物質等車両運搬規則第19条第1項
: 核燃料物質等車両運搬規則第19条第2項
- 標準処理期間 : 2週間
- 不服申立方法 : (行政不服審査法の規定による)

核燃料輸送物運搬確認申請書

国 土 交 通 大 臣 殿

文 書 番 号
年 月 日
申請者の氏名
又 は 名 称
住 所
連 絡 先

印

別添の運搬計画書に記載する核燃料輸送物の運搬につき、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第59条の2第2項の確認をして戴きたく申請いたします。

備考 申請者は、氏名又は名称を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

特別措置運搬承認申請書

国 土 交 通 大 臣 殿

文 書 番 号
年 月 日
申請者の氏名
又 は 名 称
住 所
連 絡 先

印

核燃料物質等車両運搬規則第19条第1項の規定に基づき、下記の核燃料物質等の運搬について承認して戴きたく申請いたします。

記

備考 申請文中「第19条第1項」は、当該申請が規則第19条第2項に基づく場合には、「第19条第2項」と、当該申請が規則第19条第3項に基づく場合には、「第19条第3項」と、第19条第1項及び第3項に基づく場合には、「第19条第1項及び第3項」等と書き換えること。

また、申請者は、氏名又は名称を記載し、押印することに代えて、署名することができる。